

3 万引き(自転車・単車の盗難)

初期対応のポイント

- ① 発生現場または警察へ複数の教職員で急行し、事実確認を行う。
- ② 生徒や保護者から申し出(相談)があった場合、その気持ちを大切にしながら正確な事実確認を行う。
- ③ 万引き(自転車・単車の盗難)は犯罪行為であるという毅然とした態度で対応する。

対応の手順

生徒が店舗等にいる場合

発生現場または警察へ

- ・複数の教職員で急行する。
- ・事実を確認する。(迷惑をかけたことをまず謝罪し、店主や警察及び本人から確認)

その他

- ・保護者へ連絡し、発生現場等への迎えを依頼

生徒が店舗等にいない場合

生徒からの申し出

- ・事象を確認する。
- ・保護者や店主に連絡し、確認する。

保護者からの申し出

- ・事象を確認する。
- ・生徒に確認する。
- ・店主等に確認する。



連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への報告(5W1H、事実のみを正確に)
 - ・情報を一元化
 - ・教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
 - ・関係学校への連絡(共犯者や被害者として他校生もかかわっている場合)
- ※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。**



事実確認

事実関係の確認

- ・原則として問題事象が発生したその日に行う。(特に加害生徒が複数いる場合)
- ・加害生徒が複数いる場合には、一人ずつ別室で行う。
- ・事件の状況、原因(背景に、いじめや他の生徒による強要がないか等)、動機、関係した生徒などについて聴取する。

留意事項

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、生徒を一人きりにしない。
- ・聴取内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・他の学校の生徒もかかわっている場合、特に緊密に連携し、事実関係を明らかにするとともに、指導方針についても協議していく。
- ・複数の教職員で行う。
- ・逐一指導するのではなく、事実を把握するために聴取する。
- ・生徒の思いをもしっかり受けとめる。



対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・情報の集約
- ・当該生徒と保護者への指導、支援
- ・指導方法を協議

緊急職員会議

- ・事実の周知と共通理解
- ・指導方法を決定
- ・指導と支援の役割分担



生徒・保護者への対応

当該生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について説明する。
- ・弁償について話し合う。
- ・自分自身が責任を取らなければならないことを認識させる。
- ・問題行動の背景にあるものを取り去る。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・HR担任を中心として学年主任や生徒指導主事等複数でかかわる。
- ・万引き(自転車・単車の盗難等)は犯罪行為であるということを十分に理解させ、毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・生徒の気持ちを受容する。

当該生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者に来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について生徒指導主事等から説明を行い、今後の対応策を協議する。
(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・店主又は被害者への対応(謝罪等)について指導する。

留意事項

- ・複数の教職員で対応する。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。
- ・生徒の非難は避ける。

他の生徒への指導

実情把握

- ・集団で行われている場合があり、アンケートや個人面談等によって実状を正確に把握するよう努める。

その他

- ・万引きは犯罪であり、非行の入り口であることを理解させるとともに、集団で行われることが多いことから友達から誘われても断る勇気をもたせるよう指導する。
- ・万引きや自転車盗や単車盗は、刑法の「窃盗罪」で、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に当たる犯罪であって、「カネを払って返せばいい。」では済まないことや店主等への迷惑等について指導する。

再発防止に向けた取組の例

全校生徒への指導と現状把握

- ・集団で計画的に万引きをするケースや万引きをした商品が校内で売買されるケースがあるため、生徒の言動に留意する。
- ・万引きに対する生徒の意識や現状について、教職員の共通理解を図る。

日常的に保護者との連携強化

- ・小遣いに見合わない持ち物や金銭を持っているか。
- ・買った覚えのない物を持っているか。
- ・品物の売買の話をよくしていないか。

生徒がよく立ち寄る店舗等への定期的な巡視活動の実施

所轄警察署と協働した非行防止教室の開催

教職員の指導力向上のための研修会や事例検討会の実施

連絡体制の構築(普段から顔の見える関係を構築する。)

- ・警察や子ども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。

〈参考〉

被害請求について

- ・万引きをした生徒を引き取りに行った際、店主から受け取った請求書には、万引きに対応した店員の人件費(時間分)が請求代金に含まれるケースもみられる。